

## 介護保険の基本報酬及び滞在費・食費(2024年4月1日以降)

### ①地域単価

地域	藤沢市(4級地)
地域単価	10.66円

### ②併設型短期入所生活介護費(1日当たり)

	単位数	自己負担(1割)	自己負担(2割)	自己負担(3割)	備考
要支援1	451	481円	962円	1,443円	
要支援2	561	598円	1,196円	1,794円	
要介護1	603	643円	1,286円	1,929円	
要介護2	672	717円	1,433円	2,149円	
要介護3	745	795円	1,589円	2,383円	
要介護4	815	869円	1,738円	2,607円	
要介護5	884	943円	1,885円	2,827円	

### ※長期利用の適正化(自費利用を挟んで、連続して60日(要支援者は30日)を超えた場合)

	単位数	自己負担(1割)	自己負担(2割)	自己負担(3割)	備考
要支援1	430	459円	917円	1,375円	
要支援2	533	569円	1,137円	1,705円	
要介護1	573	611円	1,222円	1,833円	
要介護2	642	685円	1,369円	2,053円	
要介護3	715	763円	1,525円	2,287円	
要介護4	785	837円	1,674円	2,511円	
要介護5	854	911円	1,821円	2,731円	

#### 【自己負担額算出方法】

地域単価×単位数＝①円(利用料金(10割)。1円未満切捨て。)

①×負担割合(1割、2割又は3割)＝②円(1円未満切捨て。)

①－②＝③円(③が各々の負担割合に応じた自己負担額)

※ 上記料金は、厚生労働省の基準省令の報酬告示(2024年4月施行)に基づき定められた料金です。基準省令が改正になった場合には基準省令に従い変更させていただきます。

※ 料金の計算過程における端数処理により、実際の請求額が上記金額と若干異なる場合があります。

※ 自費利用なしに、連続して30日を超えて利用している場合、30日を超える日以降は、保険給付されません。この場合、全額自己負担となります。

### ③滞在費(1日当たり)、食費

#### (1)従来型個室

	第一段階	第二段階	第三段階①	第三段階②	第四段階
滞在費	320円	420円	820円	820円	4,400円
食費	300円	600円	1000円	1300円	朝食360円 昼食640円 夕食700円

#### (2)多床室

	第一段階	第二段階	第三段階①	第三段階②	第四段階
滞在費	0円	370円	370円	370円	840円
食費	300円	600円	1000円	1300円	朝食360円 昼食640円 夕食700円

(以下余白)

## 介護保険の加算報酬(2024年4月1日以降)

### ①地域単価

地域	藤沢市(4級地)
地域単価	10.66円

### ②各種加算

加算の名称	単位数	自己負担			備考
		(1割)	(2割)	(3割)	
送迎加算	184	197 円	393 円	589 円	片道につき
長期利用者減算	-30	-32 円	-64 円	-96 円	
在宅中重度者受入加算	425	453 円	906 円	1,359 円	看護体制加算算定なしの場合
介護職員処遇改善加算(I)	1か月に利用したサービスの総単位数に対して加算(8.3%)				
介護職員等特定処遇改善加算(II)	1か月に利用したサービスの総単位数に対して加算(2.3%)				
介護職員等ベースアップ等支援加算	1か月に利用したサービスの総単位数に対して加算(1.6%)				

#### 【自己負担額算出方法】

地域単価×単位数＝①円(利用料金(10割)。1円未満切捨て。)

①×負担割合(1割、2割又は3割)＝②円(1円未満切捨て。)

①－②＝③円(③が各々の負担割合に応じた自己負担額)

※ 上記料金は、厚生労働省の基準省令の報酬告示(2024年4月施行)に基づき定められた料金です。基準省令が改正になった場合には基準省令に従い変更させていただきます。

※ 料金の計算過程における端数処理により、実際の請求額が上記金額と若干異なる場合があります。

※ 長期利用者減算は要介護者のみです。

※ 自費利用なしに、連続して30日を超えて利用している場合、30日を超える日以降は、保険給付されません。この場合、全額自己負担となります。

(以下余白)

## 算定している各種加算の説明(2024年4月1日以降)

加算の名称	加算の説明
長期利用者減算	居宅に戻ることなく、自費利用を挟み連続31日以上60日以下利用している場合。
在宅中重度者受入加算	利用者が利用していた訪問看護を行う訪問看護事業所に、事業所の配置医師の指示による当該利用者の健康上の管理を行わせた場合
介護職員処遇改善加算(I)	介護職員の研修及び賃金体系を整備し、介護職員の職場環境等を改善した場合。
介護職員等特定処遇改善加算(II)	現行加算要件、職場環境等要件及び見える化要件の全てを満たし、経験・技能のある介護職員に重点化しつつ、職員の更なる処遇改善のための加算
介護職員等ベースアップ等支援加算	介護職員等のベースアップ等を図り、介護職員等の更なる処遇改善を図るための加算。

## 保険の対象とはならない費用一覧(2022年10月1日以降)

名称	内容	備考
送迎	送迎に要する費用 (送迎加算を算定する場合を除きます。)	
キャンセル料	利用予定日の前日10時までに右記の連絡先に連絡がない場合、1日の滞在費の50%及び食事の提供に要する費用を徴収します。	0466-29-5551
理美容代	実費	
日常生活費	実費	
レクリエーション・クラブ活動原材料費	実費	
行事費用	実費	
私物洗濯代	実費	

(以下余白)